

議案第 8 2 号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和 3 2 年杉並区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 区長の項中「1, 1 1 4, 8 0 0 円」を「1, 1 1 2, 6 0 0 円」に改め、同表副区長の項中「8 9 3, 2 0 0 円」を「8 9 1, 4 0 0 円」に改める。

第 2 条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 5 4 年杉並区条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「7 6 万 5, 5 0 0 円」を「7 6 万 4, 0 0 0 円」に改める。

第 3 条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成 3 年杉並区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「6 8 万 8, 6 0 0 円」を「6 8 万 7, 2 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「6 6 万 9, 7 0 0 円」を「6 6 万 8, 4 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 5 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成 2 5 年 3 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の杉並区長等の給与等に関する条例第 5 条、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 8 条又は杉並区監査委員の給与等に関する条例第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成 2 4 年 4 月 1 日（同月 2 日から平成 2 5 年 3 月 1 日までの間に新たに区長、副区長、教育委員会教育長又は常勤の監査委員（以下この号において

- 「区長等」という。)となった者にあつては、新たに区長等となった日)において区長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額(次項において「基礎額」という。)に、平成24年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において区長等として在職しなかつた期間がある者にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成24年6月に支給された期末手当の額に100分の0.19を乗じて得た額
- (3) 平成24年12月に支給された期末手当の額に100分の0.19を乗じて得た額
- 3 基礎額又は前項第2号若しくは第3号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(提案理由)

区長等の給料月額を改定する必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第2条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（給料）</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>76万4,000円</u>とする。</p>	<p>（給料）</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>76万5,500円</u>とする。</p>

第3条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（給料及び報酬）</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）代表監査委員 月額 <u>68万7,200円</u></p> <p>（2）その他の監査委員 月額 <u>66万8,400円</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>（給料及び報酬）</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）代表監査委員 月額 <u>68万8,600円</u></p> <p>（2）その他の監査委員 月額 <u>66万9,700円</u></p> <p>2及び3 略</p>

給料月額の変定の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項目	改正内容																		
給料	<p data-bbox="453 499 807 528">給料月額を0.2%引き下げる。</p> <table border="1" data-bbox="480 546 1267 797"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 546 852 584">職名</th> <th data-bbox="852 546 1059 584">現行</th> <th data-bbox="1059 546 1267 584">改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 584 852 629">区長</td> <td data-bbox="852 584 1059 629">1,114,800円</td> <td data-bbox="1059 584 1267 629">1,112,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 629 852 674">副区長</td> <td data-bbox="852 629 1059 674">893,200円</td> <td data-bbox="1059 629 1267 674">891,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 674 852 719">教育長</td> <td data-bbox="852 674 1059 719">765,500円</td> <td data-bbox="1059 674 1267 719">764,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 719 852 763">代表監査委員(常勤)</td> <td data-bbox="852 719 1059 763">688,600円</td> <td data-bbox="1059 719 1267 763">687,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 763 852 797">その他の監査委員(常勤)</td> <td data-bbox="852 763 1059 797">669,700円</td> <td data-bbox="1059 763 1267 797">668,400円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	現行	改正	区長	1,114,800円	1,112,600円	副区長	893,200円	891,400円	教育長	765,500円	764,000円	代表監査委員(常勤)	688,600円	687,200円	その他の監査委員(常勤)	669,700円	668,400円
職名	現行	改正																	
区長	1,114,800円	1,112,600円																	
副区長	893,200円	891,400円																	
教育長	765,500円	764,000円																	
代表監査委員(常勤)	688,600円	687,200円																	
その他の監査委員(常勤)	669,700円	668,400円																	
施行期日等	<ol data-bbox="432 864 1394 1025" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="432 864 895 898">平成25年1月1日から施行する。 <li data-bbox="432 925 1394 1025">平成25年3月支給の期末手当の額について、平成24年4月からの年間給与に係る必要な調整措置を講ずる。 																		